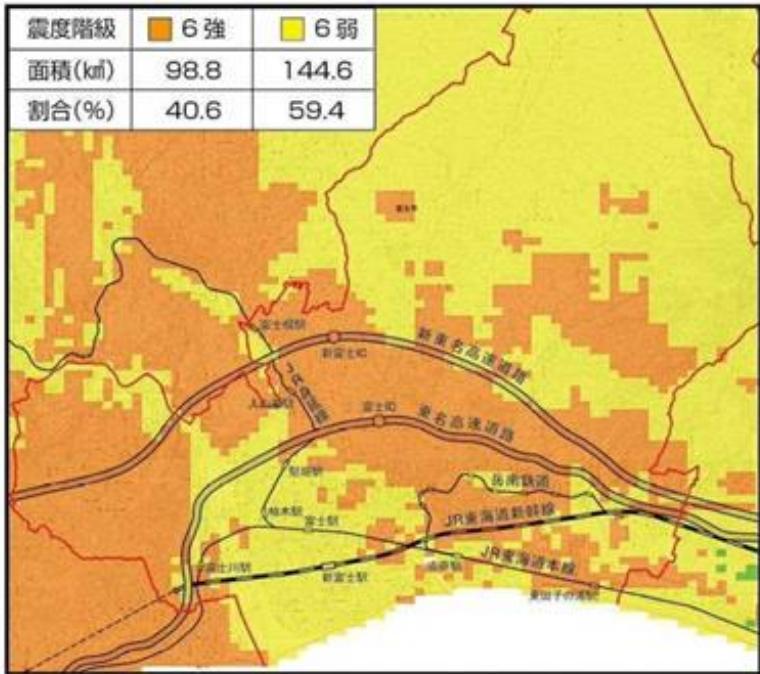


(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標										
I 現状										
(1) 地域の災害・感染症リスク										
1) 地震										
 <table border="1"><thead><tr><th>震度階級</th><th>6 強</th><th>6 弱</th></tr></thead><tbody><tr><td>面積(km²)</td><td>98.8</td><td>144.6</td></tr><tr><td>割合(%)</td><td>40.6</td><td>59.4</td></tr></tbody></table>		震度階級	6 強	6 弱	面積(km ²)	98.8	144.6	割合(%)	40.6	59.4
震度階級	6 強	6 弱								
面積(km ²)	98.8	144.6								
割合(%)	40.6	59.4								
<p>南海トラフ地震により市内で想定される地震の震度は図のとおりである。</p> <p>当市は、過去に観測された揺れに比べ、はるかに大きい震度6弱～6強の身動きが取れないような揺れが見込まれる。東日本大震災のように、強弱を繰り返しながら最大3～4分継続すると想定されている。</p>										
<p>参考：富士市防災マップ</p>										
<p>【予想される災害と地域】</p> <ul style="list-style-type: none">地震動により、軟弱地盤に立地する構造物、工場、民家等の倒壊の多発が予想され、また発火性及び引火性物質を取扱う工場、ガソリンスタンド等の危険物施設では、火災発生の危険性も高い。山間部の谷壁では、がけ崩れの発生、あるいは崩れた土砂が河道を閉塞し、土砂ダム（天然ダム）の形成と、その決壊による土石流（山津波）の起こることが考えられる。地震発生による市域を横断する主要交通網である東海道本線、東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路及び国道1号に対する影響は深刻であり、交通機能の停止が予想される。										
<p>参考：富士市地域防災計画一般対策編</p>										

2) 津波

静岡県第4次地震被害想定（平成25年6月）では、当市における南海トラフ巨大地震を想定した最大クラスの津波（レベル2）の高さは、最大6mと想定されている。当市は、海岸付近に海拔8m以上の高台が広がる特殊な地形をしているとともに、海岸線10kmに渡り海拔17mの防潮堤が建設されている。このため、津波は海岸線からではなく、田子の浦港から入り、港や周辺の河川から浸水すると想定されている。

田子の浦港は、昭和36年に開港、39年に重要港湾、41年に関税法による開港の指定を受けるなど、国際港として発展してきた。静岡県東部地域の産業経済を支えるバルク貨物の拠点港として、大きな役割を果たしているとともに、大規模災害時に緊急物資輸送拠点となる防災拠点港湾にも位置づけられている。

平成30年に改訂された「田子の浦港振興ビジョン」は、田子の浦港周辺の防災対策の推進と、観光・交流の促進によるぎわいづくりの創造を目的としており、被害を最小限に抑える「減災」の観点で、ソフト・ハードを組み合わせた多重防衛により、総合的な津波対策を推進することとしている。

※当市の津波避難対象区域

津波浸水想定区域とその周辺50m（バッファゾーン）



参考：富士市防災マップ

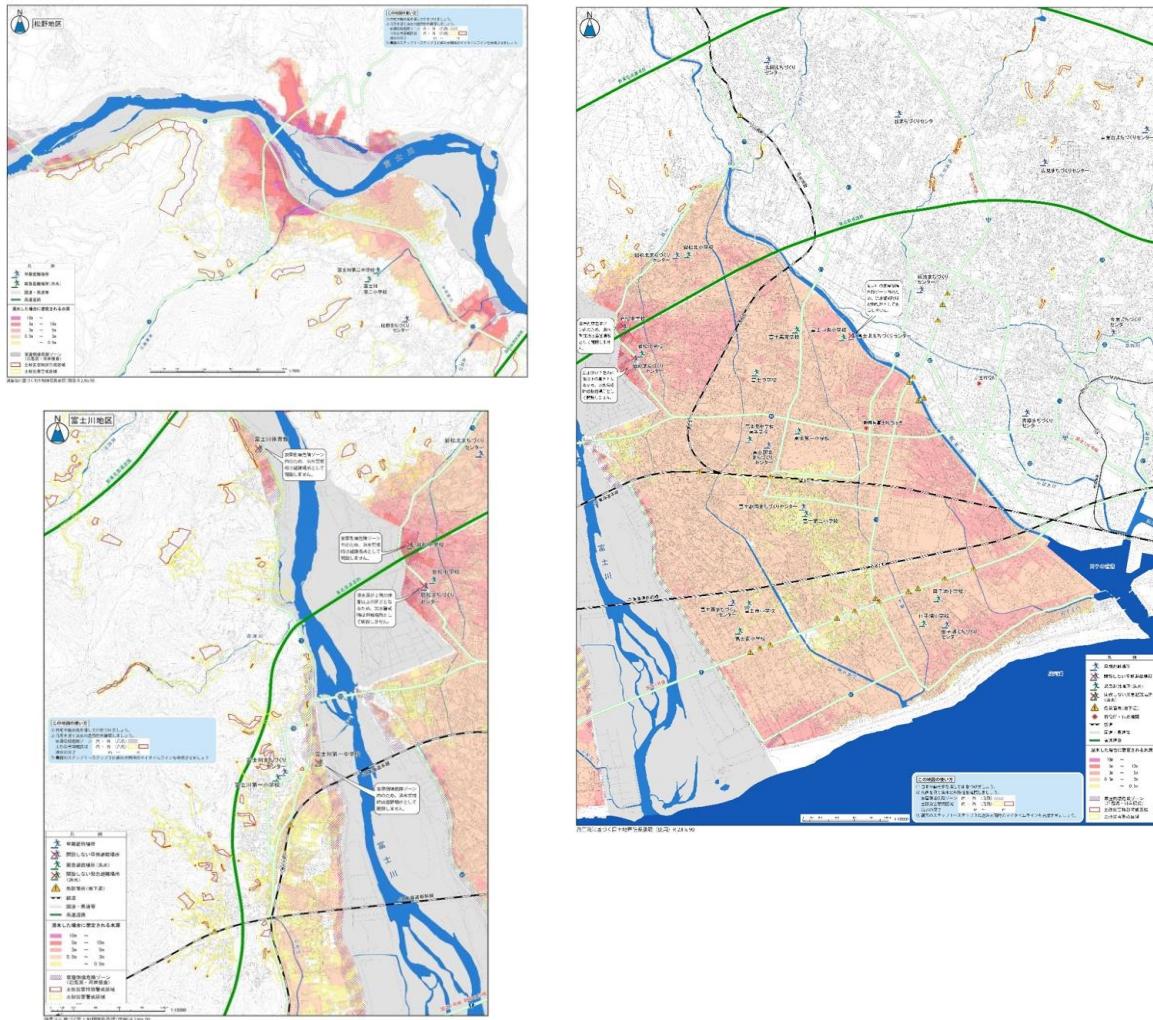
【予想される災害と地域】

- 沿岸部では、地震による津波が予想される。津波が田子の浦港、河川沿いや放水路に侵入した場合は、広範囲にわたる海水の湛水被害が発生するおそれがある。
- 田子の浦港は、主に倉庫業等の港湾施設が集積しており、一部箇所では、浸水が5.0m程度と予想されている。

3) 洪水・土砂災害

ア. 洪水

市域内の主要河川は、改修工事の進捗に伴い治水安全度は年々向上しつつある。しかし、台風による水害のほか、近年の短時間の局所的豪雨の頻発により、いわゆる「都市型」の水害は増加傾向となっている。特に、6月、7月の梅雨の頃、前線活動がしばしば活発化し、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。この場合、降雨の強度及び継続時間が特に問題となる。



参考：富士川逃げどきハザードマップ
(旧富士市、富士川地区、松野地区)

イ. 土砂災害

市内には、土砂災害の危険か所が231か所ある。これらの箇所を調査し、平成20年度から土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が静岡県により行われている。

【予想される災害と地域】

- ・富士川は、市内西部の広範囲で影響が想定されており、一部では10～20mの浸水が想定されている。富士南地区では、製造業の集積が見られるが、5mを超える浸水が想定されるエリアもある。
- ・潤井川は、市内の中心を流れしており、市内の広範囲で影響が想定、一部では7mを超える浸水が想定されている。
- ・吉原・今泉地区等を流れる和田川、田宿川及び小潤井川沿いの一部では、周辺に比べて地盤高が低

いこと及び河川の勾配が緩く水位上昇が生じやすいことから、床下、床上浸水等の被害が発生している。吉原地区は、吉原商店街があり、商業を中心に事業者が集積しているが、3m超の浸水が想定されている。

- ・沼川周辺では、低湿地のため5mを超える浸水が予測され、浸水地域は東西の広範囲に広がるため相当の被害発生が予測される。沼川周辺は、製紙工場や自動車工場といった製造業が集積するエリアとなっている。
- ・降雨等による山崩れ、がけ崩れのため住宅等に被害を及ぼすと予想される危険箇所は、自然斜面、人工斜面を含め175か所が把握されている。このうち県の急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は、34か所となっている。
- ・降雨等による土石流のため住宅等に被害を及ぼすと予想される危険渓流は、54渓流が把握されている。このうち県の砂防指定地の指定渓流は、38渓流となっている。

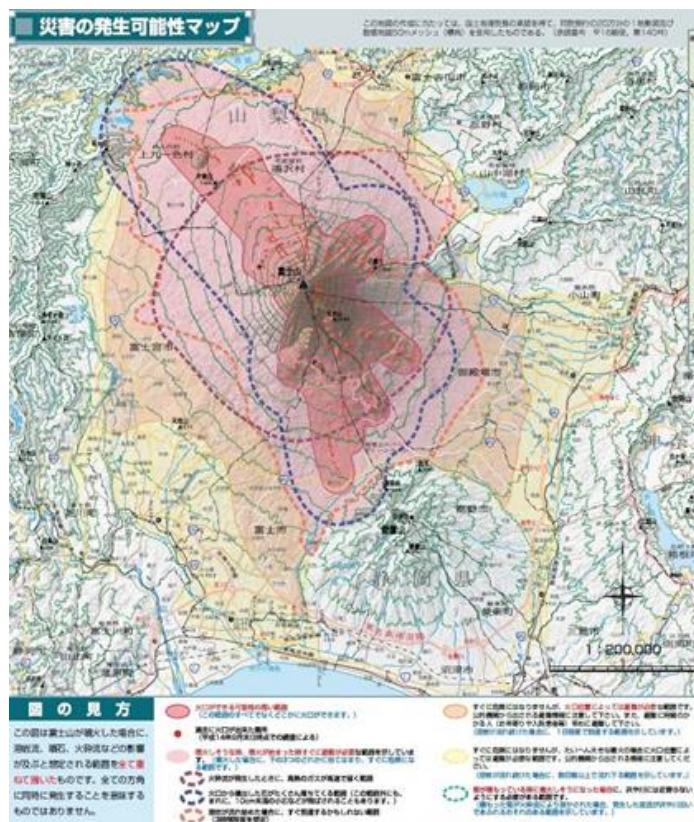
参考：富士市地域防災計画一般対策編

4) 富士山噴火

富士山は1707（宝永4）年に噴火した後、約300年間沈黙を守ってきたが、2000（平成12）年10月から翌年5月にかけて富士山の地下で低周波地震の多発が観測され、富士山が活火山であることが再認識された。現在まで静かな状態が続いているが、地下深くでは、マグマが活動を続けている。

【予想される災害と地域】

- ・富士山の噴火した場合に、溶岩流、噴石、火砕流などの影響が及ぶと考えられる。
- ・富士山の山麓に生活圏をもつ当市にとって、富士山が噴火した場合は、多大な被害や影響が生じるおそれがある。また、富士山麓が広大であり、噴火の影響も広域にわたることが予測される。
- ・想定火口範囲に近い大淵地区の工業団地は、市街地と比較して影響を受けやすいことが想定される。



参考：富士市富士山火山防災マップ

5) 感染症

新型インフルエンザや新感染症が発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、「パンデミック」と呼ばれる世界的な大流行となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。新型インフルエンザなどが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるため、国は平成25年4月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）を施行した。

新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（C O V I D – 1 9）への対策は、発生の状況などに応じてとるべき対応が異なる。当市では、対策の基本方針を示すものとして、「富士市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年3月に策定した。事前に準備を進めて状況の変化に対応できるよう、発生を5つの段階（未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期）に分類し、それぞれの段階で想定される状況に応じた対応方針を定めている。

新型コロナウイルス感染症については、国内での感染確認以降、状況に応じて、政府や専門機関の通達等を基に対応に当たっている。感染拡大防止策としては、3つの密（密閉、密集、密接）を避けることとされており、事業者についても、3つの密の回避や新しい生活様式への対応が求められている。飲食業や製造業などの業種によっては、3つの密の回避が困難な事例も少なくないが、今後は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経営の転換を図る必要がある。

【予想される被害】

新型インフルエンザ患者数の推計（富士市）

医療機関受診患者数	約25, 800人～約49, 600人	
	中等度	重度
入院患者数	約1, 050人	約3, 970人
死者数	約340人	約1, 270人
1日当たりの最大入院患者数	約200人	約790人

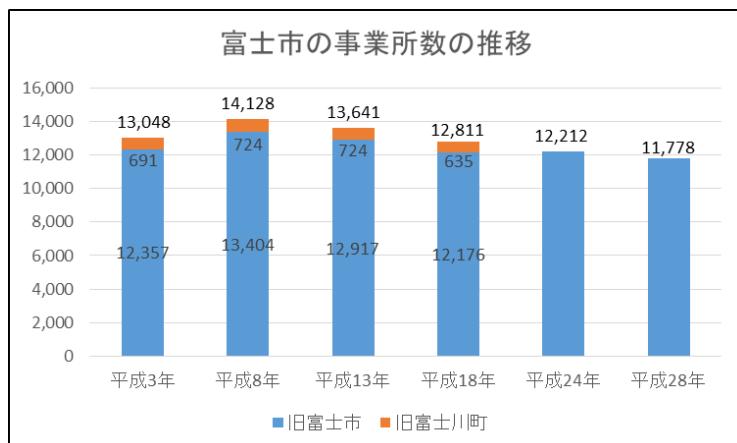
※平成22年国勢調査の人口に、国が想定した率を乗じて算出。

(2) 商工業者の状況

富士市には富士商工会議所、及び富士市商工会（鷹岡事務所、富士川事務所）が併存している。エリア的には、厚原・天間・入山瀬・久沢・鷹岡本町・富士川地区は富士市商工会の管轄であり、それ以外の地区を富士商工会議所が担っている。

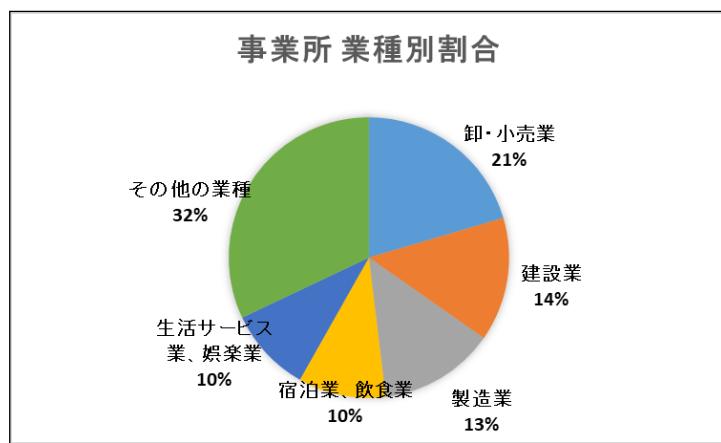
(平成28年経済センサス調べ)

- ・商工業者数 11,778件
- ・小規模事業者数 7,992件



現在、当市の事業所数は、平成8年以降減少傾向が続いている。減少率も年1%前後で推移している。人口減少に合わせて今後もこの傾向は続くと思われる。

	業種	商工業者数	小規模事業者数	商工业者数に占める小規模事業者の割合	備考 (事業所の立地状況等)
商工业者	卸・小売業	2,821	1,633	57.9%	中心市街地、及び幹線道路沿いに多い
	製造業	1,446	1,068	73.9%	市内に広く分散しているが、工業団地等集中している地域もある
	宿泊業、飲食業	1,359	808	59.5%	市内に広く分散
	建設業	1,201	1,142	95.1%	市内に広く分散
	生活サービス業、娯楽業	988	781	79.0%	市内に広く分散
	その他の業種	3,963	2,560	64.6%	
	計	11,778	7,992	67.9%	



業種区分では、卸・小売業（21%）、建設業（14%）、製造業（13%）の順となっている。産業都市であり、一般的な地方都市に比べ、製造業の比率が高くなっている。

(3) これまでの取組

1) 富士市の取組

ア. 防災等に関する計画

- ・富士市地域防災計画（令和2年5月改訂）
- ・富士市国土強靭化地域計画（令和2年9月策定）
- ・富士市業務継続計画（令和2年7月改定）
- ・富士市災害時授援計画（平成31年4月作成）
- ・富士市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年4月策定）

イ. 防災訓練

- ・土砂災害に対する訓練（6月の第1週日曜日）
- ・津波対策訓練（3月）
- ・総合防災訓練（9月1日）
- ・地域防災訓練（12月の第1週日曜日）

ウ. 防災備品の備蓄

・防災拠点用の防災資機材について

当市では、災害時における地区防災拠点として26の地区まちづくりセンターを位置付けています。

各まちづくりセンターの防災倉庫には、人命救助や、災害対策地区本部の運営などに必要な資機材など、災害時に使用する様々な資機材を整備している。また、それらの資機材を災害時に円滑に使用できるよう、災害発生時に各地区に配備する市職員により、定期的に点検を行っている。

・市指定避難所の備蓄食料や資機材について

当市では、市内53施設（学校など）を市の指定避難所として指定しており、災害により自宅が被災した避難者用の非常食料や資機材を整備している。

・医療救護所用の資機材について

当市では、災害時の医療救護活動の拠点として市内16か所の施設を医療救護所として指定しており、様々な医療用資機材を配備している。

エ. B C P策定支援

・富士市中小企業等B C P策定等支援補助金

中小企業等が新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害、事故その他の突発的な事由が生じた場合に事業の継続又は早期復旧を可能とするために行う感染症対策を含めたB C Pの策定又は改定を支援するために制度化。

令和2年度9月補正予算の新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年10月から令和3年3月まで実施の予定であり、次年度以降も制度の継続を検討している。

・富士市専門家派遣事業

中小企業の皆様の抱える課題・問題の解決を支援するため、地域内産業支援機関と連携し、市が専門家を派遣するとともに費用の一部を負担する制度である。「企業防災・事業継続計画（B C P）」分野の専門家も登録しており、企業の希望に応じた派遣が可能となっている。

また、令和2年度9月補正予算の新型コロナウイルス感染症対策事業として、令和2年10月から令和3年3月までの期間、通常実施している専門家派遣事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が専門家による支援を受けた場合に、市が全額補助（既存制度の拡充）する。

2) 富士商工会議所の取組

ア. 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所では、「富士商工会議所 災害時対応・事業継続計画」を平成26年4月に策定し、防災訓練時や人事異動の度に見直している。今後は市や商工会との連携体制などを確認し、プラッシュアップする。(計画書 別添)

イ. 事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・静岡県事業継続計画モデルプラン（入門編）、及び富士市中業企業等BCP策定等支援補助金の利活用を会報誌やメールマガジンを使って周知している。
- ・BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、災害発生の際に、事業の再建に必要な資金を保証する融資制度（BCP特別保証（静岡県信用保証協会）などの支援施策について、巡回・窓口相談等により周知を行っている。
- ・防災・減災の意識が低く、BCPの策定を難しいと考えている中小・小規模事業者へ、経営小冊子『BCPの策定と運用』や中小企業庁が作成した『事業継続力強化計画事業者向けリーフレット』を巡回・窓口相談等で配布することで、BCP策定の重要性の周知・啓発を行っている。

ウ. BCP策定セミナーの開催

過去5年間の小規模事業者向けのBCP策定セミナー、及び関連セミナーは下記のとおり。

定期的にBCPの策定状況や小規模事業者が抱える課題を調査し、今後も実情にあったセミナーを開催していく。

【BCP策定セミナー】

年度	題名・内容等	参加者数 (うち小規模事業者数)
平成27年度	儲かるBCPの策定・運用 主 催：富士市 共 催：富士商工会議所 協 力：富士市商工会	8社10名
平成29年度	僅か「半日」で策定方法がわかるBCP（事業継続計画）策定講座 主 催：富士市・富士商工会議所 共 催：東京海上日動火災保険㈱	17社23名 (4社5名)
令和元年度	[第1部 計画策定のポイント] テーマ：業務継続計画策定にかかるポイント 説明者：関東経済産業局 産業部 [第2部 先進事例発表] テーマ：平時の経営力強化と危機対応力強化を両立させた取り組み 発表者：沢根スプリング㈱ 代表取締役 沢根孝佳 氏 主 催：富士市・富士商工会議所	15社19名 (1社1名)

エ. 損害保険への加入促進

全国商工会議所のスケールメリットを活かし、(1) ビジネス総合保険、(2) 業務災害補償プラン、(3) 情報漏えい賠償責任保険制度、(4) 休業補償プラン、(5) 海外危機対策プランについて、小規模事業者に対する火災や地震など、財産のリスクヘッジとして普及・加入促進を行って災害等に備えている。

才．防災備蓄品

緊急用備品リストに基づき、必要な緊急用品等を備蓄するとともに、年1回の防災訓練の際、中身を点検し、緊急事態に使用できるよう維持管理に努めている。

(リスト) 担架・医薬品・簡易トイレ、飲料水は屋上給水塔で対応

カ．防災訓練の実施、職員の安否確認

- ・毎年1回、防災訓練として、避難誘導・初期消火・応急手当等を実施している。
- ・安否確認はグループウェアをクラウド化することで、全員が24時間入力・確認できる体制を整えている。

キ．大規模災害対応連絡会の取組

- ・企業間の連携体制を構築し、企業防災力の向上を目的としたセミナーや研修会を開催し、事業継続計画策定の普及促進を図ることを目的に、平成16年4月20日発足した。

本連絡会は市内中小・大手企業、行政、大学等で構成されているが、連絡会会員を通じて小規模事業者へBCPの策定を促し、平時から安定した産業基盤の構築を図っている。

- ・平成29年5月30日には、「大規模災害発生後の情報提供に関する覚書」を連絡会会員企業と締結し、大規模災害の発生時に被災状況を速やかに報告することの取り決めをした。被災状況が甚大なときは関係機関に対して早期復旧・復興に向けた要望書の提出や陳情活動を行う。

会員数：33社

(内訳) 企業：27社／産業組合：1団体／行政：県東部地域局・富士市3課／大学：1校

ク．製造業広域連携（太田商工会議所との相互応援に関する協定）

当所と太田商工会議所（群馬県・太田市）の会員事業所・商工会議所が事業継続に支障を来たした際に可能な範囲で、応援・協力等を実施できるよう相互に支援することを目的として平成30年10月16日に連携協定締結した。

特に小規模事業者は、被災時に製造拠点の代替地確保は難しいと予測されるため、本協定に基づき迅速な代替地の確保と事業継続に寄与する。また、双方の会員事業所同士の信頼関係醸成を図るために交流事業を定期的に実施する。

ケ．感染症への対策・対応

新型コロナウィルス感染症拡大により影響を受ける事業者に対応するための相談窓口の開設や、国・県・富士市が提供する施策情報の提供を行うなど、組織的な相談対応を行っている。

相談窓口の設置	・資金調達や補助金申請、各種給付金等への対応と情報提供を行っている。
影響調査の実施	・当所議員、商工振興委員230社を対象に、同感染症により企業活動にどのような影響を受けているのか、直面している課題や今後の経営に関する行政への支援施策の要望、当所の活動に反映するためのアンケート調査を行った。
会議、セミナー等	・3密を回避するため、Webを使った会議や講演会等を実施している。
職 員	・感染予防及び発生対応マニュアルを作成し、職員及びテナントへの周知を図ると同時に、会報誌やホームページに掲載している。
会 館	・貸会議室利用のガイドラインを設け、予防的措置と感染者発生時の後追い体制を整えた。

3) 富士市商工会の取組

ア. 商工会自身の事業継続計画の作成

当会では、「富士市商工会事業継続計画」を令和2年11月に策定し、今後定期的に見直しを行っていく。今後は市や商工会議所との連携体制などを確認しブラッシュアップする。(計画書別添)

イ. 事業者BCPの策定支援

BCP策定支援に向け専門家を招き、BCPの重要性やBCP作成方法等をテーマに事業者向けBCP策定支援を実施している。本会では令和元年から地域の事業継続力強化計画の策定支援を行い、支援先の中小事業者5件の計画が認定された。

ウ. BCPに関する国や県、及び富士市の施策の周知

BCP策定時の専門家派遣制度、防災・減災などへの取組に関する融資制度等、国や県の支援施策について巡回時・窓口相談時等により周知を行っている。事業継続力強化計画の必要性については、静岡県事業継続計画モデルプラン（入門編）、及び富士市中業企業等BCP策定等支援補助金の活用などを巡回相談やホームページを活用して積極的に周知している。

エ. 外部研修会への参加

本会職員1名が静岡県の主催するBCP指導者養成講座の受講を修了しているが、他の職員も静岡県商工会連合会が主催の研修や、中小企業大学校が主催する研修への積極的な参加を促し、職員のBCP等に関する知識や支援能力の向上を図っている。

オ. 損害保険への加入促進

全国商工会連合会のスケールメリットを活かし、(1)ビジネス総合保険、(2)業務災害補償プラン、(3)情報漏えい賠償責任保険制度、(4)休業補償プランについて、小規模事業者に対する火災や地震など、財産のリスクヘッジとして普及・加入促進を行って災害等に備えている。

カ. 感染症に対する取組

- ・感染症の拡大を防止するための、各種イベント、各種事業の中止や延期。
- ・地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口設置や緊急相談会の開催。
- ・感染拡大防止に向けた情報提供。
- ・マル経融資、持続化補助金、経営力向上補助金の新型コロナウイルス対策施策の周知。

キ. 事業継続や雇用維持安定への取組

- ・地域の雇用安定と維持のため、緊急雇用調整助成金等の申請支援相談の実施。
- ・事態終息後を見据えた事業計画支援のため、ものづくり補助金や持続化補助金、経営力向上補助金や危機克服チャレンジ補助金等、事業継続支援のための相談支援窓口の実施。

II 課題

当地域における小規模事業者の防災、減災への支援における課題は下記のとおりである。

1. 緊急時における連携体制等の整備

災害発生時の対応が市、商工会議所、商工会で統一されておらず、各団体相互の情報共有や被災支援における連携体制が十分に整備されていないため、その整備をいかに進めるかが課題である。

2. BCPに関する情報提供・周知の徹底

管内事業者のBCPの策定率が依然として低い中小・小規模事業者へのBCPの策定普及、及び啓発を目的に巡回・窓口相談やホームページ、会報誌等で周知をしているが、その重要性が伝わっておらず、策定支援まで繋がっていない。

3. 策定支援の知識・スキルの向上

経営指導員のBCP策定に関する支援スキルが不足している。保険会社や静岡県BCPコンサルティング協同組合（中小企業診断士、行政書士、ITコーディネーター等、さまざまな専門分野メンバーで構成されたBCP専門家集団。BCPセミナー・研修、BCP策定支援、BCP診断、改善アドバイス等を行っている）などの外部専門家との連携強化により、専門知識を身に付け、的確な助言を行うことができるようにしていく必要がある。

4. 発災時の業務（活動）拠点の確保

職員の業務活動は事務所内が殆どであり、事務所が使用できない状況になった場合の代替手段がない。

III 目標

富士市地域防災計画や富士市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、いつでも・どこでも発生し得る自然災害等に備えた市内事業者に対する事前防災や事後の早急な対応・復旧等の対策について、市・商工会議所・商工会が一体となって取り組むこととし、特に、小規模事業者に対して、事業活動の中止を最小限に止めることを目標とした事業継続力強化のため次の取組を行う。

1. 復旧支援策を行うための連携体制の強化

発災後速やかな復旧支援策が行えるよう、各団体内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、連絡体制を円滑に行うため、市・商工会議所・商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。

また、感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や日本商工会議所、全国商工会連合会と連携を取り、感染症に関する正しい知識や発生前後の対策等の周知に努める。

2. 管内小規模事業者等へBCPの必要性の周知と策定支援の強化

管内小規模事業者等に対し、BCP策定セミナーの開催等により災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。なお、BCPの策定支援に当たっては、静岡県事業継続計画モデルプランの書式等を活用する。

併せて、事業者がBCPを策定した後も、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

その他、巡回指導時、損害保険等の加入状況をヒアリングし、加入の検討や必要に応じて損保会社へのリレーなどの支援を実施する。

3. 経営指導員のBCP策定支援に関する知識・スキルの向上

県下商工会議所、商工会の経営指導員を対象としたBCPに関する研修会等に参加し、BCP策定支援に必要なノウハウを習得、蓄積することで支援体制の強化を図る。

(支援に必要なノウハウ)

- ・地域における災害リスクの情報（ハザードマップの見方・活用方法）
- ・事業継続計画等の計画策定に関するノウハウ
- ・活用できる国・県・市等の施策情報 等

4. 新しい働き方の仕組みづくりの構築

事務所が利用できなくなった場合に、テレワークやオンライン会議システムの活用等、代替手段を確立することで業務の停滞を最小限に留めるよう努めていく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
(2) 事業継続力強化支援事業の内容 ・商工会議所と商工会と富士市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
<1. 事前の対策> 当市の地域防災計画、及び国土強靭化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。 1) 小規模事業者に対する災害リスク、及び新型インフルエンザ等感染症リスクの周知・啓発 管内小規模事業者に対するB C Pの必要性について普及・啓発を目的として、商工会議所と商工会で下記の取組を行う。 ア. 経営指導員等によるリスクの周知・啓発 ・巡回経営指導時に、富士市の防災マップや防災動画（市公式Y o u T u b e）、企業防災チェックリスト、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」、静岡県弁護士会の作成した被災者支援チェックリスト等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、医療救護体制などについて事業者と確認することで、防災への意識・関心を高める。 また、リスク等を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、火災保険等の損害保険、共済加入等）を説明・周知する。 ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。 ・巡回経営指導時に、新型インフルエンザ等感染症のリスクや事業に与える影響（売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策を説明する。 ・事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用や新しい生活様式に対応した多様な働き方に関する事業環境の整備（テレワーク、リモートワーク、コワーキングスペース等）を促進する。 イ. 広報ツールによるリスクの周知・啓発 商工会議所、及び商工会のホームページ、F a c e b o o k、会報、並びに市広報において、国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、実効性のある防災・減災、感染症対策に取り組む小規模事業者紹介等を行う。 ウ. B C Pの策定支援 小規模事業者に対し、B C Pの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導、及び助言を行う。 エ. B C P・感染症対策セミナー ・事業継続に関する普及啓発とさらに経営を発展させていく積極的な対策に関するセミナーを開催する。 ・セミナーの中で、事業者がB C Pの策定に際し活用できる補助金等（富士市中小企業等B C P策定等支援補助金）について、紹介・説明する。 ・リスクファイナンス（保険・共済加入促進）による事前対策を行う。
2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成

- ・商工会議所では、「富士商工会議所 災害時対応・事業継続計画」を平成26年4月に策定済（計画書 別添）だが、感染症対策と新たな自然災害等による被害予測を加味し、改定を行う。なお、改定時期は、第3期中期行動計画（令和3年度～令和5年度）期間中の早い時期とする。

(追加検討項目について)

設 備	・屋外キュービクルの浸水被害防止の検討（バックアップ電源の確保） ・地下倉庫内の重要書類の退避 ・事務所が被災し使用不可能となった場合の代替事務所の確保
情報管理	・松本商工会議所「C C I B a c k u p （遠隔地データバックアップサービス）」の利用推進
財政措置	・災害対応積立金の計画的な積立実施

- ・商工会では、「富士市商工会 事業継続計画」を令和2年11月に策定した。（計画書 別添）

3) 関係団体等との連携

セミナー、個別相談会、専門家派遣の実施に当たっては、東京海上日動火災保険株式会社や静岡県B C Pコンサルティング協同組合など関係機関の協力を得ながら実施する。セミナー終了後には同保険会社や同協会の専門家派遣制度を活用し、B C Pの策定を促していく。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者のB C P策定の進捗について、経営指導員が巡回や窓口等で確認し必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。
- ②各団体の会員を対象として実施予定のアンケート調査の中に、B C Pに関する項目を設け、取組状況や策定状況等の把握に努める。
- ③セミナーを受講した小規模事業者を中心に、B C Pの取組状況の確認を行う。
- ④連携先の東京海上日動火災保険株式会社の代理店が管内事業所を訪問し、「防災・減災に対するアンケート調査」を実施する。リスクマネジメントの取組の一環としてのB C Pの策定支援やビジネス総合保険の促進に努めるほか、商工会議所・商工会が開催するB C P・感染症対策セミナーへの参加を誘導する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①市・商工会議所・商工会の連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②防災の日（9月1日）に合わせ防災訓練を実施しているが、避難誘導・初期消火・応急手当等に加え、自宅等からグループウェアにアクセスした安否確認訓練を行う。
- ③感染症等の影響による職員減少に備えたクロストレーニング（職員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出了場合に代替要員とする）を行う。

<2. 発災後の対策>

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う（グループウェア等で職員と家族の安否確認を行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認し、市・商工会議所・商工会で共有する）。
- ・商工会議所では、その後、課長職以上が集まり、専務理事を本部長とする災害対策本部で今後の対応について協議・判断した後、緊急の正副会頭会議を開催し、これを報告する。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握・共有した時点で、その被害状況に応じて、市・商工会議所・商工会の3者で実施する応急対策の方針等を決定する。想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

〈被害規模の目安と想定する応急対策の内容〉

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談の業務 2) 被害状況の調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談の業務 2) 被害状況の調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報はない。	特に行わない

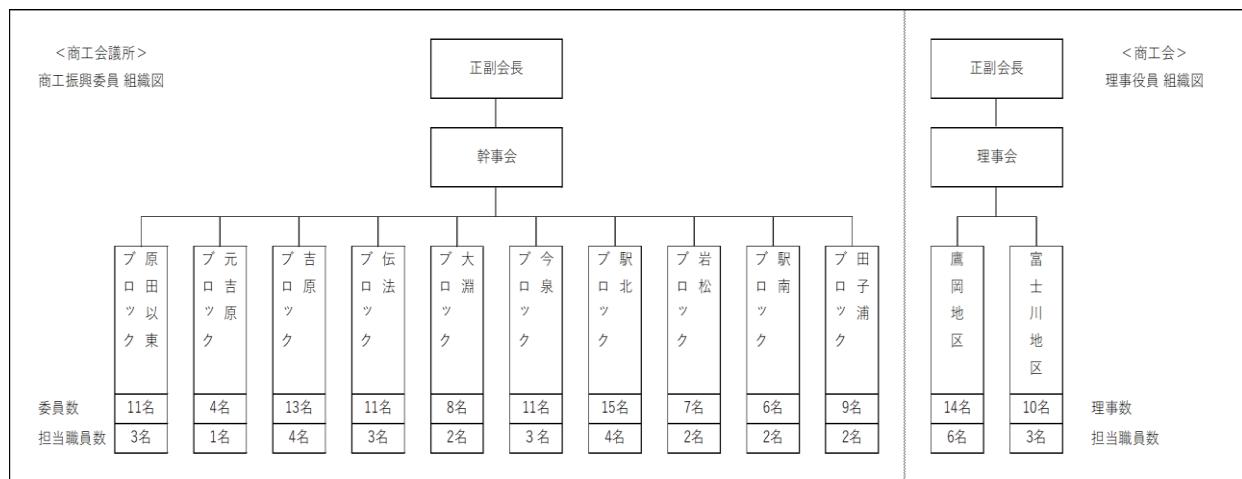
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

〈被害情報等を3者間で共有する間隔〉

期 間	情報共有する間隔
発災後～2週間以内	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月～3ヶ月	1週間に2回共有する
3ヶ月以降	1週間に1回共有する

3) 被害状況の確認・把握

- 商工会議所では、小規模企業施策や各種制度の普及や地域情報の収集を目的に、管内全域をカバーする商工振興委員を95名配置している。災害発生時には管内の被害状況等について商工振興委員を通じて情報収集をすることで、広範囲の状況把握ができる。
- 商工会では、鷹岡地区と富士川地区に理事役員が24名おり、事業普及活動や情報収集を行っている。災害発生時には管内の被害状況等について商工会議所と同様の項目を使って、理事役員と商工会職員が地区内の企業や周辺の被害状況の情報収集を行う。そして、収集(集積)データは市、並びに商工会議所との間で共有する。



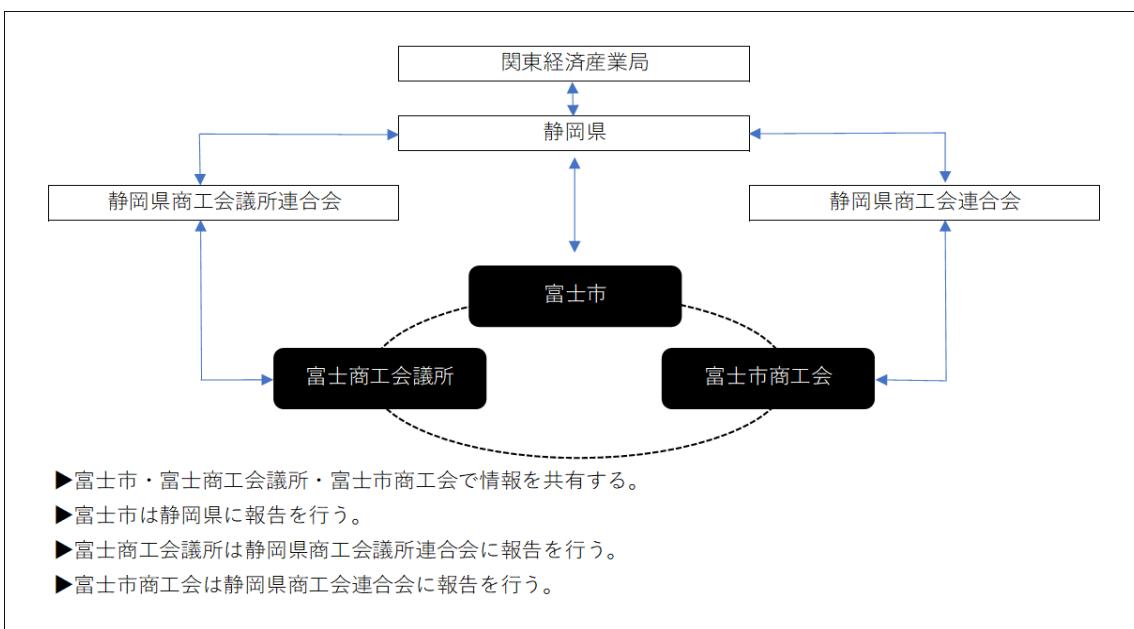
- 具体的には、経営指導員、一般職員が担当する地区の商工振興委員、理事役員に対し、訪問、又は電話・FAX等で、その企業や近隣企業、さらに周辺の被災状況を聞き取り、連絡・報告用の集積データとして取り扱う。聞き取り項目は、下記のとおり。

事業所（者）名		
拠点住所		
被害状況	選択項目 (あてはまるものに○を付けて下さい)	詳細
【従業員の状況】	全員無事・帰宅困難者あり・社員に死者 家族に死者・社員に負傷者・確認中	
【建物の状況】	事務所 建物 機械設備 車両	被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中
【インフラの状況】	電気 ガス 水道 電話 インターネット	被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中
【周辺地域の状況】	地盤沈下、地割れ、液状化 大規模火災 津波 家屋の倒壊	被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中 被災・被災なし・確認中
事業再開・復興までの見込日数		
要望事項等		

また、集積データを整理、分析し、関係機関に対して復旧・復興対策に係る要望・陳情を行うとともに、対応についても協議する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ①発災時（新型インフルエンザ等感染症においては、感染拡大時）に管内小規模事業者の被害状況の把握・報告と事業継続・復興に向けた迅速かつ積極的な対応が図られるよう、指揮命令系統と連絡体制の整備を行う。
- ②二次被害を防止するため、被災地での活動の有無や実施体制、内容等について事前の想定を行う。
- ③市・商工会議所・商工会は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、整備、商品等）の算定方法について、あらかじめ3者で確認しておく。（下図参照）
- ④市・商工会議所・商工会が収集・共有した情報を指定の方法で静岡県へ報告する。（下図参照）



○被害状況報告の内容

項目	内 容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額（千円）	建物、機械設備、製品その他

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ①国の動向や静岡県の方針等を確認しながら、市と調整のもと小規模事業者の相談・支援を最優先とした特別相談窓口を、安全性が確保された場所に設置する。
- ②管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ③緊急対策としての国・県・市の経営支援施策の周知、及び申請等の個別支援を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ① 静岡県の方針に従って、復旧・復興の方針を定め、被災した小規模事業者に対する支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを日本商工会議所や全国商工会連合会、静岡県等に相談する。
なお、商工会議所では、平成30年に太田商工会議所（群馬県・太田市）と大規模災害時の復旧・復興における相互応援に関する協定を締結しており、職員相互の応援等の応援等によって被災地域の中小・小規模事業者の復旧に向けた相談窓口等の支援体制の確立を可能としている。
- ③ 商工会議所・商工会の会報やホームページ等により、継続的に公的制度に関する情報、感染症拡大のときは感染予防・対策に関する情報等を発信する。

< 6. 感染症等への対応 >

新型インフルエンザ等感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。こうした感染症等が発生、流行するケースも想定しBCP策定の際には、以下の内容について盛り込むよう指導する。

(ヒト)

- ・従業員・家族への感染症予防教育、及び感染症予防対策の徹底
- ・社内、及びその関係者とその家族に感染者が発生した時の対応方法の確立 等

(カネ)

- ・運転資金（家賃や給与など）の把握と確保
- ・各種支援施策の活用 等

(モノ)

- ・サプライチェーン調整の検討（複数化、分散化、他分野化、複数地域化等）等

(情報)

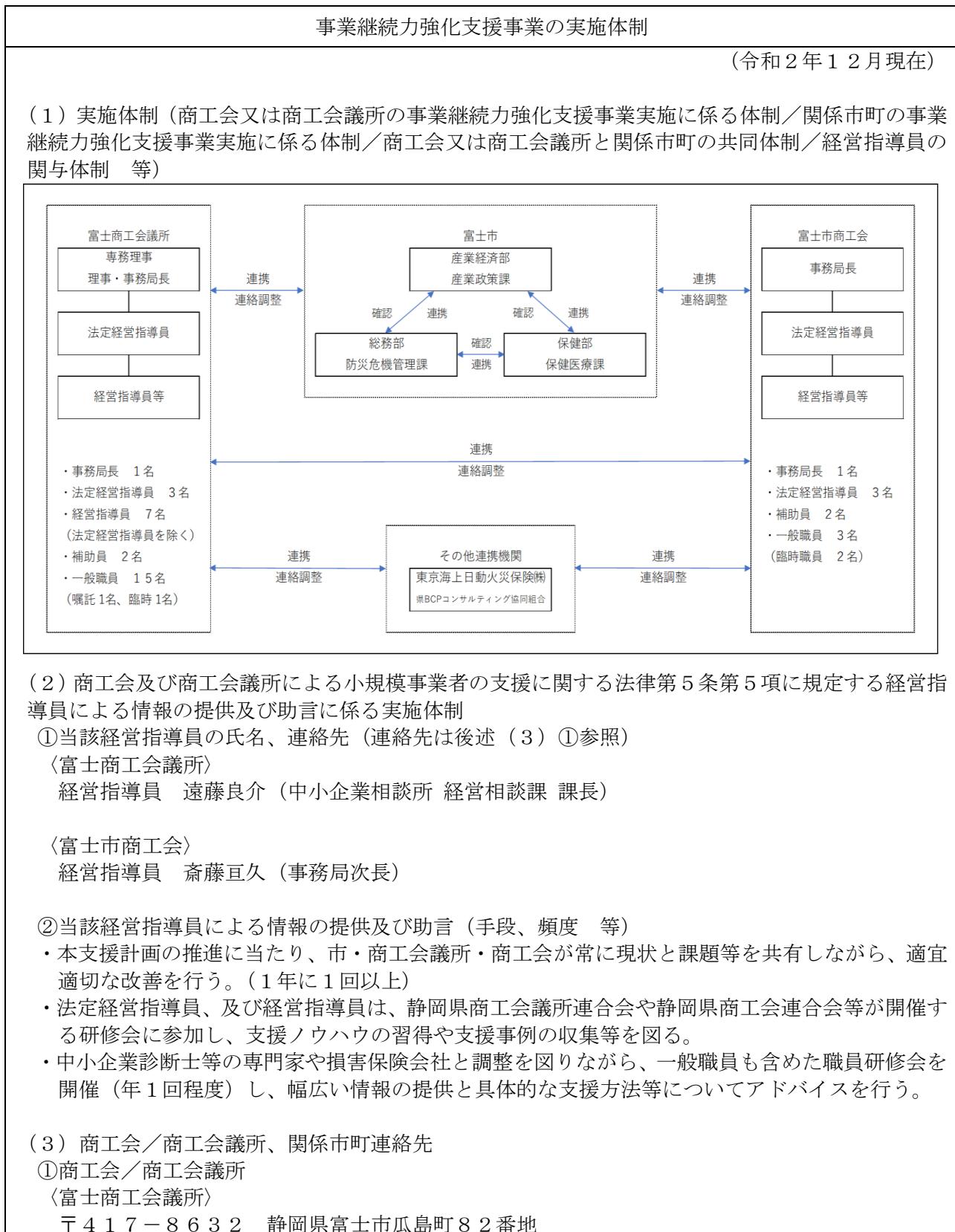
- ・感染症に関する情報収集の手段・方法の確認
- ・生産性向上を目指したデジタル化による業務の変革の検討・実施 等

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL : 0545-52-0995 FAX : 0545-52-9796
E-mail : key@fujii-cci.or.jp

〈富士市商工会〉
本所・鷹岡事務所
〒419-0203 静岡県富士市鷹岡本町6番3号
TEL : 0545-71-2358 FAX : 0545-71-9920
E-mail : info@fujii-s.or.jp

富士川事務所
〒421-3305 静岡県富士市岩淵6番地の3
TEL : 0545-81-1280 FAX : 0545-81-2716
E-mail : info@fujii-s.or.jp

②関係市町

富士市 産業経済部 産業政策課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1町目100番地
TEL : 0545-55-2952 FAX : 0545-51-1997
E-mail : sa-sangyou@div.city.fujii.shizuoka.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

〈富士商工会議所〉

(単位 : 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	620	620	620	620	620
1. チラシ等作成費	100	100	100	100	100
2. セミナー等開催費	300	300	300	300	300
3. 専門家派遣費	200	200	200	200	200
4. 諸会議開催費	20	20	20	20	20

〈富士市商工会〉

(単位 : 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
1. チラシ等作成費	50	50	50	50	50
2. セミナー等開催費	100	100	100	100	100
3. 専門家派遣費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費や事業収入等による自主財源、静岡県補助金、富士市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
1. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー13階 理事・静岡支店長 羽田真人	
2. 静岡県B C Pコンサルティング協同組合 静岡市清水区西国久保283-2 理事長 高橋義久	
連携して実施する事業の内容	
1. ①B C P策定セミナーの開催 ②小規模事業者B C Pの策定支援 ③B C P関連の損害保険の周知 ④防災・減災対策に関するアンケート調査の実施 2. ①小規模事業者のB C P策定支援 ②公的支援施策の周知	
連携して事業を実施する者の役割	
1. ①セミナーの企画・運営、講師の派遣 ②損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ③管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ※商工会議所、及び商工会員の同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する。 2. ①B C P策定に関する専門家個別相談 ②小規模事業者に役立つ施策等の最新情報の提供	
連携体制図等	
<pre> graph TD A[東京海上日動火災保険株式会社] <--> 相談 B[小規模事業者] A <--> 支援 C[富士市・富士商工会議所・富士市商工会] C <--> 支援 D[静岡県B C Pコンサルティング協同組合] </pre>	